

## 1. 出資法人一覧

香川県農業信用基金協会、香川県信用保証協会、丸亀市土地開発公社、(公財)丸亀市福祉事業団、(財)香川県環境保全公社、(財)香川県農業振興公社、(財)国民年金福祉協会、(財)香川縣市町村職員互助会、(財)丸亀市体育協会、(財)香川県腎臓バンク、(財)香川県眼球銀行、(財)かがわ健康福祉機構、(財)香川県暴力追放運動推進センター、(財)ミモカ美術振興財団、(財)かがわ産業支援財団、地方公営企業等金融機構

## 2. 監査の状況

- ・平成 16 年度 別添 1 (丸亀市ホームページより抜粋)
- ・平成 19 年度 別添 2 (                   "                   )
- ・平成 20 年度 別添 3 (                   "                   )



## 第1. 外部監査の概要

### I 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第4項並びに丸亀市包括外部監査条例(丸亀市条例第19号)第2条に基づく包括外部監査

### II 選定した特定の事件(テーマ)及び監査対象年度

#### 1. 選定した特定の事件

財政的援助団体等の出納その他の事務の執行について

- ①財団法人ミモカ美術振興財団
- ②財団法人丸亀市福祉事業団
- ③財団法人丸亀市体育協会
- ④丸亀市土地開発公社
- ⑤有限会社丸亀市水道サービス協会
- ⑥社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会
- ⑦社団法人丸亀市シルバー人材センター
- ⑧丸亀市交通対策協議会

#### 2. 監査対象年度

原則として平成15年度(必要に応じて、過年度分も対象とした)

### III 特定の事件(テーマ)を選定した理由

丸亀市はこれまで、好調な競艇事業収入にも支えられ、県下第二の都市として躍進を遂げてきた。しかしながらここ数年、競艇事業収入は急激に減少しており、他の地方自治体の多くがそうであるように、丸亀市の財政状況も厳しい状況となり、市政運営にはより一層の効率性や有効性が求められている。このことは丸亀市の部課だけではなく、財政的援助団体等についても同様である。丸亀市は外郭団体等に出資や貸付金、委託費、補助金、助成金等の財政的援助等を行っているが、これら財政的援助団体等の運営・管理が規則に則り経済的・効率的に行われているか、団体の活動に有効性はあるか、丸亀市の財政的援助に合理性はあるか、については納税者である市民にとって重大な関心事であると考え、監査の対象とした。

#### IV 外部監査の方法

##### 1. 監査の要点

- (1) 財政的援助団体等の財務事務が法令等に基づき適法に執行されているか。
- (2) 丸亀市から団体への委託に係る業務は経済的・効率的に行われているか。
- (3) 丸亀市から団体への補助金・支援費・助成金は有効性の観点から問題はないか。
- (4) 丸亀市から団体への貸付金は適切に使用されているか。
- (5) 丸亀市から団体への出資に係る事務の執行は経済的・効率的に行われているか。

##### 2. 監査手続

- (1) 事前に団体の過去5年間の事業報告書入手し、分析・検討した。
- (2) 監査対象団体に往査して、関係者への質問、関係書類・関係帳簿の閲覧、関係帳簿及び証拠書類との照合並びに現場確認その他必要と認められた手続きを実施した。

#### V 外部監査の実施期間

平成16年6月7日から平成16年12月20日

#### VI 外部監査人及び補助者

外部監査人 公認会計士 大西俊哉  
補助者 公認会計士 岩村浩二  
補助者 公認会計士 林 聖三

#### VII 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2. 監査の対象とした団体の概要

### I 団体の全体概要

#### 1. 団体と丸亀市の関係

(単位:千円)

名称	基本金	市の出資	設立年月	丸亀市の所管課
ミモカ美術振興財団	30,000	100%	H5.3	教育委員会美術館
福祉事業団	3,000	100%	S51.3	総務部財務課
体育協会	20,000	100%	S61.4	教育委員会スポーツ課
土地開発公社	5,000	100%	S48.3	総務部財務課
水道サービス協会	4,000	99%	H1.8	水道部経営課
社会福祉協議会	122,336	0%	S35.1	健康福祉部福祉課
シルバー人材センター	-	-	S56.10	健康福祉部長寿課
交通対策協議会	-	-	S35.1	生活環境部生活環境課

名称	市から派遣	市と兼務	市のOB	摘要
ミモカ美術振興財団	-	(無給) 2人	-	事務局長、事務局次長
福祉事業団	1人	-	-	常務理事兼事務局長
体育協会	1人	-	-	事務局長
土地開発公社	-	(無給) 5人	-	職員
水道サービス協会	-	(無給) 5人	-	取締役
社会福祉協議会	-	-	2人	常務理事兼事務局長、 嘱託職員
シルバー人材センター	1人	-	1人	常務理事兼事務局長、 職員
交通対策協議会	-	(無給) 2人	-	事務局長、事務局次長

(注)市から派遣、市のOBともに給与は各団体から支給されている。



監査対象団体 財団法人 丸亀市体育協会

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
- 2 監査対象 平成18年度に支出した「財団法人 丸亀市体育協会」への補助金にかかる出納その他の事務
- 3 事前調査日 平成19年6月22日から7月12日
- 4 監査執行日 平成19年7月13日
- 5 補助金等の概要

補助金等の名称	補助金額
丸亀市体育協会活動推進補助金	2,115,000円
丸亀市体育協会事業補助金	1,468,000円
地域スポーツ大会開催補助金	550,000円
各種スポーツ大会開催補助金	700,000円
市内各校区町民運動会開催補助金	980,000円
スポーツ少年団体育成補助金	450,000円
2006年丸亀オープン水泳競技大会補助金	100,000円
丸亀市体育協会補助（派遣人件費）事業	9,389,733円
合 計	15,752,733円

6 監査対象団体の概要

(1) 事業の目的

丸亀市における体力づくり活動の振興とスポーツの普及を図り、もって市民の健全な心身の発達に寄与することを目的とする。

(2) 事業の概要

- ア スポーツ、体力づくり活動に関する行事の実施及び協力
- イ スポーツの普及奨励及び助成
- ウ スポーツ指導者の養成
- エ スポーツ功労者の表彰
- オ 市民体育振興、体育施設及び競技運営に関する調査研究
- カ 丸亀市からの委託を受けて行う体育施設の管理運営
- キ その他目的達成に必要な事業

(3) 事務所所在地

丸亀市金倉町924番地の1 丸亀市民体育館内

(4) 組織

会長、副会長、理事12名、監事2名、評議員46名、地域体育団体17支部、種目別競技団体26団体、体育協会婦人部17支部、スポーツ少年団72団体、事務局

## (5) 役員等

会長 1 名、副会長若干名、理事 12 名、監事 2 名、評議員 46 名、名誉会長、顧問若干名

## 7 監査の項目及び着眼点

ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符号するか。

イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。

ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。

エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

オ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。

カ 会計処理上の責任体制は確立されているか。

キ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

上記事項について、関係帳票、証書類との照合その他通常実施すべき監査手続きを実施した。

## 8 監査の結果及び改善を要する事項

補助金等に係る出納その他の事務は、補助目的に従いおおむね適正に執行されていたが、次に掲げる事項については、改善・検討の必要性を認める。

(1) 時間外勤務手当については、予算超過を防ぐため全員一律に年間を通して通常単価の 100 分の 100 を支給しているが、労働基準法第 37 条第 1 項では「労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の 2 割 5 分以上 5 割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。」と規定されているので、直ちに改善する必要がある。

(2) 財団法人丸亀市体育協会寄附行為第 19 条で常務理事 1 名を置くこととなっているが、現在常務理事は欠員となっている。そのため、処務規程第 6 条に定められている常務理事の専決事項については、会長決裁となるべきところを副会長が決裁しているので改める必要がある。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘した。

## 9 意見

(1) 常務理事の選任については、寄附行為との整合性を図るためにも必要であると考え、補助事業の適正な執行を確保する観点から、常務理事の選任も含め、事務処理体制の見直しをするよう指導していただきたい。

- (2) 各施設に共通する業務については、纏めて発注し、一括契約することにより経費の削減に努めるよう指導していただきたい。
- (3) 研修については、研修の目的及び効果を充分検討して行うよう指導していただきたい。
- (4) 補助金の適正な執行を行うために原則として立替払いは行わないこととし、後日、請求書に基づいて支出の決裁の後、支払うよう指導していただきたい。  
また、必要があるときは、支出目的や内容を明確にした支出票に基づき資金前渡の方法により支出するよう指導していただきたい。
- (5) 体育協会では備品の取り扱いは10万円以上としているが、貸し出しするものは備品として取り扱い、10万円以下の物でも長期に使用できるものは備品として取り扱うよう指導していただきたい。



監査対象団体 財団法人 ミモカ美術振興財団

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
- 2 監査対象 平成 19 年度に支出した「財団法人ミモカ美術振興財団」への補助金にかかる出納その他の事務
- 3 事前調査日 平成 20 年 6 月 20 日から 7 月 10 日
- 4 監査執行日 平成 20 年 7 月 11 日
- 5 補助金の概要

名 称	美術館展覧会開催事業
交付根拠	予算措置による
補助目的	美術館展覧会開催等補助
交 付 額	72,988,000 円
所 管 課	教育部文化課

6 監査対象団体の概要

(1) 目的

財団法人ミモカ美術振興財団は丸亀市猪熊弦一郎現代美術館において猪熊弦一郎画伯の画業を顕彰する事業並びに美術に関する知識と教養の向上を図るための諸事業を多面的かつ積極的に行い、地域住民の芸術文化の振興発展に寄与することを目的としている。

(2) 事業

- ア 猪熊画伯からの寄贈作品等の整理、保管及び貸出しなど
- イ 常設展示、各種展覧会開催
- ウ 教育普及として子どものワークショップ、現代芸術入門講座などの開催
- エ 関係他団体との共催によるコンサートなどの開催
- オ 講演会、レクチャー、公開制作などの催物実施
- カ 収益事業としてミュージアムショップ(売店)の運営
- キ 美術館及び各事業の周知などの各種広報活動
- ク その他目的達成のために必要な事業

(3) 事務所所在地

丸亀市浜町 80 番地 1 丸亀市猪熊弦一郎現代美術館

(4) 組織

理事会、評議員会

(5) 役員

理事長 1 名、副理事長 1 名、常務理事 1 名、理事 5 名、監事 2 名、評議員 14 名

## 7 監査方法

財団法人ミモカ美術振興財団への平成19年度補助金にかかる「出納その他の事務」の執行状況について関係資料の提出を求め、帳票の整備、記帳、証拠書類の保存は適切か、会計経理は適正に行われているか、事業は補助目的に沿って行われているかなどに主眼を置き、会計諸帳簿、証拠書類等との照合を行い、また担当者から説明を聴取し監査を実施した。

## 8 監査の結果及び改善を要する事項

補助金等に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されていたが、次の事項について改善又は検討するよう指導していただきたい。

### I 改善すべき事項

- (1) 契約の方法については、総てが随意契約であり、その多くが一者随契になっている。美術品については唯一無二の作品であることから実績のある業者に委託することについては理解できるものの、事業内容によっては、見積もり合わせ等により競争性の確保も可能と思われるので、精査の上、更なる支出削減に努めること。
- (2) 展覧会場の設営や展示品の運送については、「展示品を所有する契約の相手方から展示品を取扱う業者を指定された。」との理由により一者随契をしている。一者随契を行うことにより予定した展覧会費用をオーバーすることが懸念されるので、事前に理事会で詳細説明の上、承認を得ておくこと。又、展覧会の開催計画に当たっては、理事会への事前説明をより詳細に行い、計画変更も含めた調整を行うこと。
- (3) 契約の相手方が外国人や外国企業である場合において、相手国の通貨による契約(外貨建て契約)になっており、為替変動によるリスクを財団が負担することになっている。当然のことながら、為替変動により理事会が予定した費用をオーバーすることが想定されることから円建て契約とすること。やむを得ず外貨建て契約とする場合は事前に理事会の承認を得る等、必要な調整措置を講じておくこと。
- (4) 作家や講師等の出張を要請する場合において、謝礼とは別に宿泊料や昼食代金等を負担している。過大な費用負担とならないよう、これ等を一括して謝礼として支払うよう改めること。また、その経費の内訳及び積算を明確にして決裁を受けておくこと。

### II 検討すべき事項(意見)

- (1) 美術館と図書館の施設の一括管理について

美術館は、「財団法人ミモカ美術振興財団」が非公募により施設の管理と美術館の運営を一括して指定管理者として指定され、管理運営している。

財団は施設の保全管理や清掃等について民間業者に随意契約により委託している。

一方、図書館は施設の保全管理や清掃等を美術館が委託した民間業者に随意契約により委託している。

美術館と図書館は、一体的な建物として建設されたものでもあり、競争性の確保による経費の節減や業務量の軽減を図るため、財団への委託は原則として美術館の運営を委託することとし、美術館と図書館の施設管理については、建物の修繕や設備の改

修も想定されることから施設を適正に管理できる部署が所管する等、一括管理することについて検討していただきたい。

(2) 指定管理委託期間について

美術館の指定管理委託期間は、第1回目が平成18年度と平成19年度の2年間であり、第2回目は、平成20年度の1年間と短期間である。企画展については構想から実施までに2～3年を要するものが多いようである。多種多様な市民ニーズに応じるためには、長期的な視野にたって計画的に効率良く、効果的に実施すべきである。ついでには、指定管理期間を長期化することについて検討していただきたい。

(3) 理事会が審議し、決定すべき事項等の明確化について

財団法人の寄付行為第13条に「新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。」と定められているが、理事会が適時・的確に決定するためには、「理事会において審議し、決定すべき事項」と「理事会に報告し、承認を経る事項」に区分して明確に規定すべきであると考えているので規程等を定めることについて検討していただきたい。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘した。